入札保証金及び契約保証金について

1 入札保証金

<u>見積金額(税込みの金額)</u>の100分の5以上の入札保証金又は<u>これに</u> 代わる担保を納付又は提供すること。

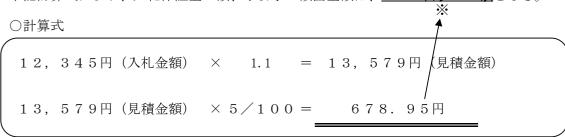
- (1)「入札保証金」、「これに代わる担保」について
 - ア 「入札保証金」とは、現金である。
 - イ 「これに代わる担保」とは、<u>銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は</u> 支払保証をした小切手である。
 - ※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店 (福岡銀行県庁内支店)において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取 引店以外の場合は、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額(税込みの金額)の<u>100分の5以上</u>の額とする。

(例) 入札金額が、12,345円 (税抜き)の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、<u>679円以上の額</u>となる。



(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあっては、**入札書と共に持参し納付すること。**

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書(様式1)及び保管証書(様式2)を提出すること。

- (4)「入札保証金」、「小切手」の返還について
 - ア 落札業者にあっては、<u>契約締結後</u>の返還になります。 ただし、落札業者にあっては、契約保証金に充当することができます。
 - イ 落札業者以外の業者にあっては、開札日以降の返還になります。
 - ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書(様式3)及び保管証書を提出すること。 なお、保管証書裏面の領収書欄(様式4)には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙 (200円)が必要となりす。

落札者以外の業者にあっては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込みの金額)の<u>100分の5以上</u>を保証金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。 ※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額(税込みの金額)の100分の5以上の額とする。

(例) 入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。

○計算式

12,345円(入札金額) × 1.1 = 13,579円(見積金額)

13,579円(見積金額) $\times 5/100 = 678.95$ 円

イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日(入札の日以前の日付でもよい。)から 契約締結の日(契約締結の日以降の日付でもよい。)まで

○ 契約名

○○○○ガス供給契約

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、<u>入札書と共に持参し提出すること。</u>

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行<u>(2件以上)</u>したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁(国(独立行政法人等を含む。)・都道府県・市町村)発注契約であれば可 (都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可)
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、業種品目区分の大分類「13」(サービス業種、その他)に該当するガス供給契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、契約金額が見積金額(税込みの金額)の100分の20より高い金額であるもの。

(例) 入札書記載金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

12,345円(入札金額) × 1.1 = 13,579円(見積金額)

13,579円(見積金額) ×20/100= 2,715.8円

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあっては、<u>入札書と共に持参し提出すること。</u>

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が○○株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3 契約保証金

契約金額の100分の10以上の<u>契約保証金</u>又は<u>これに代わる担保</u>を納付又は提供すること。

- (1)「契約保証金」、「これに代わる担保」について
 - ア 「契約保証金」とは、<u>現金</u>である。
 - イ 「これに代わる担保」とは、<u>銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は</u> 支払保証をした小切手である。
- (2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額(税込みの金額)の100分の10以上の額とする。

(例) 入札書記載金額が、12, 345円の場合、契約金額は、13, 579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

12,345円(入札金額) × 1.1 = 13,579円√(見積金額)

13,579円(契約金額) ×10/100= 1,357.9円

(3)「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の<u>100分の10以上</u>を保証金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。 ※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額(税込みの金額)の100分の10以上の額とする。

(例) 入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

12, 345円(入札金額) × 1.1 = 13, 579円(見積金額)

13,579円(契約金額) ×10/100= 1,357.9円

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行<u>(2件以上)</u>したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁(国(独立行政法人等を含む。)・都道府県・市町村)発注契約であれば可 (都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可)
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、業種品目区分の大分類「13」(サービス業種、その他)に該当するガス供給契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、金額が契約金額(税込みの金額)の100分の20より高い金額であるもの。

(例) 入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

12,345円(入札金額) × 1.1 = 13,579円(見積金額)

13,579円(契約金額) ×20/100= 2,715.8円

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が○○株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。